

目次

L-CV-3rd-★上告状	2
---------------	---

上告理由書兼上告受理申立理由書 L

令和 3 年 3 月 29 日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

今井豊（昭和 36 年 3 月 9 日生） 電話・FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

住所（送達場所） 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

國 同代表者 法務大臣 上川陽子

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10 万円 貼用印紙額 2,000 円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和 2 年（ネ）第 2957 号慰謝料請求控訴事件について、令和 3 年 3 月 17 日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服なので、上告および上告受理を申し立てる。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第 2 上告及び上告受理申立の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 上告理由及び上告受理申立理由

1 虚偽表示無効

原判決は、「よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示している。

しかしながら、私の当り前の訴えを、合理的根拠無く、無視している。後述の通り、3 重に無効である。私の訴えを理由がないとしたのは虚偽であり、心証だけで理由が無いのは、逆に、原審のほうである。

訴えを否定した理由や、心証の理由が、全く無いので、当然に、全てを斟酌したという証拠も無い。

裁判とは、社会的妥当性の最終決定であるから、必然的に合理的根拠は不可欠である。

またそもそも、一審に理由が無いことが控訴理由であり、また、控訴とは理由を掲げて判決の見直しを求める不服申立であるから、理由も無く「全て一審通り」では、二重に手続たり得ない。

脅迫を訴えているのに蓋然性の判定が無く、予見可能性違反を訴えているのに、その判定が無い。

理由も無いのに否定はできないのに、抗議(控訴)してもなお言い張る。 事実どこにも理由が無い。

こんなものは当り前に裁判とは呼べない。 これを正当と言い張り、判例に残そうとする狂気。

このように、幾重にも呆れ果てた倒錯なのであり、当り前に、国家的隠蔽の証左である。

また、広義の判例違反(差別)もあるから、当り前に、公序良俗違反(民法 90 条)により無効である。

These judgments are apparently absurd and mad abuse!!!

★★★ 3 重に無効である

★第一に、訴えを無視している点

裁判とは、紛争の解決の為に、中立機関が、紛争原因に対して、正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すことであるが、紛争原因を誤っており(無視)、正当な基準を適用していない(偽装)。

★第二に、当り前のことを常に無視している点

当り前のことを認めなければ、無秩序の、殺し合いの社会となる。

★第三に、合理的根拠が常に無い点

当り前のことを無視した合理性の無い権力行使は許されない。

むろん、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反であり、法定された職責違反である。

よって、正当業務行為どころではなく、手続を受ける権利の行使の妨害である。

●全判決共通の不当性

不可避の判断要素を無視し、事実認定を誤ることにより、人権侵害を看過している。

後述のような、私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視した判決は、極め付けに反社会的であり、付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものであり、その違背が著しく不当又は不法であって、およそ裁判官としての誠実な権限行使と認め難い程度に不合理であり、正当業務行為どころではない。職責違反かつ予見可能性に基く結果回避義務違反であり、手続を受ける権利の行使の妨害である。

★法令違反であること

- ・民事訴訟法 2 条「裁判所の公正」、「信義に従い誠実に民事訴訟を追行」
- ・民事訴訟規則 79 条 3「事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない」
- ・民事訴訟規則 80 条「抗弁事実を具体的に記載し」
- ・民事訴訟法 247 条「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」
- ・★民事訴訟法 312 条「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。」
- ・★民事訴訟法 312 条 2 項六号「判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。」
- ・★民事訴訟法 318 条 1「最高裁判所の判例と相反する判断がある事件」
- ・★民事訴訟法 318 条 1「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」
- ・★★民事訴訟法 338 条の四「判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。」

- ・★★民事訴訟法 338 条の十「不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。」
- ・裁判所法 49 条「職務を怠り」、「理由の無い審理」、「重大な法令の適用ないし遵守の上での過誤」
★それによる人権侵害であること
- ・憲法 13 条「自決権」
- ・★憲法 13 条又は 31 条「適正な手続を受ける権利」
- ・★憲法 32 条「裁判を受ける権利」
- ・★憲法 76 条〇3「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」
- ・★憲法 99 条「憲法遵守義務」

★広義の判例違反であり、社会的妥当性への違反であること

- ・★民法 1 条 2「信義則」
- ・★民法 90 条「公序良俗違反」
- ・★刑法 103 条「犯人隠避罪」、刑法 193 条「公務員職権濫用罪」、刑法 222 条「脅迫罪」

●全機関が当たり前のことを無視した不当性

当たり前のことは事件により、法令、経験則、論理則、蓋然性、などである。

第一に、反社会性であり、不合理の極みなので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(社会通念の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法 90 条)である。

第二に、人権侵犯性であり、「(我々は)お前を認めない」との非人扱いであり、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、生命に対する権利(憲法 13 条)や自決権(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害である。

同時に、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないので、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反なので、手続妨害であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であり、職務上の故意または過失である。

A ● 規定された上告理由に該当する

「全判決共通の不当性」に既述の通り、原判決、一審、二審とも、3 重に無効である。

これらは、社会通念上の広義の違反なので上告理由にも上告受理申立理由にも当る。

したがって、上告と上告受理を同時に申し立てる。

B ●● 仮に規定された上告理由に該当せずとも、職責として無視できない

★実質的に事実審が一度もなされていない(三審制の問題ではない)。

最高裁には、終審裁判所としての使命(憲法 81 条)はもちろんのこと、法令の適用解釈の統一や、全司法を指導すべき使命が有る。 民事訴訟法 312 条 1,2 項や同 318 条 1 項だけが使命ではない。

また、そもそも最高裁が上告理由を限定している趣旨は、対象を絞り込んで上告審を迅速化させる為で

あるが、それは一審二審における事実認定が概ね適正に行われることが前提である。

然るに、本件ではその前提が満たされておらず、組織的な司法拒絶という、現行司法制度の前提外の非常事態であり、無視すれば、実質的な事実審がなされないまま、犯罪が隠蔽される。

少なくとも、これを看過することが甚だしく社会不正義であることは誰でも判る。

上告理由の規定(限定)自体が不適切なのか、職責放棄なのか、いずれにせよ、最高裁の過失と言える。要するに、最高裁の私への却下決定は全て、その職責に比し、片手落ちである。

自らに帰責性の有る瑕疵を、却下の口実として悪用しているに過ぎない。

C★★★一審が、求釈明も事務連絡も無しに、1年以上も訴状未送達

一審の菅家忠行裁判長は、平成30年8月13日午後2時頃に私が前橋地方裁判所(群馬県前橋市大手町三丁目1番34号)にて提出した4件と、平成30年9月10日午後2時頃に同所にて提出した1件、の訴状5件を、求釈明も事務連絡もしないまま、長期間送達せず、訴訟開始を遅らせ、私の権利を侵害した。この間、他の同地裁職員らも私の再三の抗議を無視した。

本件はその4件の中の1件であり、訴状審査権の濫用による、裁判を受ける権利や適正な手続を受ける権利の侵害であり、差別であり、極めて重大な訴訟ルール違反である。

2 以上のとおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきである。

第4 上告理由及び上告受理申立理由の説明

全ては欺瞞国家の陰謀である

つまり原審も、「(私の場合に限り)不当ではない」旨の虚偽(判例違反・差別)なのであり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前の違法性を認めないことによって皆で犯罪を正当化し、また、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を避ける狙いの、社会通念の国家的偽装の陰謀なのであり、最高裁による上告却下こそが、その総仕上げである。

第5 上告理由及び上告受理申立理由の詳細

原審は、「全て斟酌したが、認められない」旨の心証(結論)のみである。

全て斟酌したという証拠や、訴えを否定した理由や、心証の理由が、全く無い。

当り前の訴えを合理的根拠無く無視すれば、予見可能性に基く結果回避義務違反である。

よって、正当業務行為ではなく、手続を受ける権利の行使の妨害であり職責違反である。

詳しくは控訴状の通りであり、無視された私が摘示する筋合いでないが、列挙する。

1★★★「無視した」から「検査しなかった」に不法行為を摺り替えたこと(控訴状3頁) 脱漏

全不法行為共通の前提要素なので、判決への影響は必至 (無効事由と再審事由に当る)

民事訴訟法 第三百三十八条 (再審の事由)

四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。

九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があつたこと。

2 ★★★ 警視庁の法令違反を看過したこと(控訴状 3 頁)

理由不備

警察が、犯罪の訴えを、合理的根拠無く無視すれば、当り前の法令(職責)違反である。

例えば、「個人の生命の保護」(警察法 2 条)や合理捜査・総合捜査(犯搜 4,5 条)など。

ましてや、完全無視なので、更に、理由不告知の受付拒否(犯搜 61,65 条)が加わる。

被告に抗弁事実の立証すらさせずに、自らも「要領を得ない」とはなにごとか?

3 ★★ 国連への背信の論理を用いたこと(控訴状 3 頁) 一審の判例違反

脱漏

捜査によって受ける利益は反射的利益に過ぎないから原告適格が無い旨は、日本が国連に対し、常に「有り得ない」と定例報告して来たところの、「公共の福祉」優先による人権侵害そのものである。

第 40 条 1 (b) に基づく自由権規約委員会への第 4~6 回報告において、日本はいずれも、「公共の福祉」の概念の下、国家権力により恣意的に人権が制約されることはない得ない。」と報告している。

4 ★ ケースの違う判例を適用したこと(控訴状 3 頁) 一審の判例違反

脱漏

完全に無視されたのも、差し迫った生命の危機だったのも、私だけ。

5 ★★★ 包囲網の実在 蓋然性の問題

脱漏

恣意性一覧表の各事象の相互関連性(因果関係)から、天文学的に超高度

脱漏

●反論 私が当該審で控訴しなかったこと (控訴判決 2 頁)

理由とならず

私の具体的摘示に対して、裁判一般の公信力の高さを訴えても、筋違いである。

なお、私が控訴しなかったのは、不法行為(犯罪)であることを確信していたためである。

第 6 附属書類 副本 7 通

以上